館林地区消防組合危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月３０日

館林地区消防組合
管理者　　多田　善宏

館林地区消防組合規則第１０号

館林地区消防組合危険物規制規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合危険物規制規則（令和３年規則１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「出来ないときは許可することができない旨」を「できないときは、その旨」に改める。

第３条中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第７条第１項中「必要なる報告」を「必要な報告」に改める。

第１０条第１項中「継承」を「承継」に改める。

様式第４号（第４条関係）を次のように改める。

様式第４号（第４条関係）

資　料　提　出　書

年　月　日 館林地区消防組合 管理者　　殿 提出者 住所　　電話　（　　） 氏名	
提　出　区　分	【法人情報】 □法人代表者変更 □設置者名称変更（法人格変更なし） □本店所在地変更 【施設情報】 □施設所在地変更

	□確認を要する軽微な変更工事 □使用休止・再開 【その他】 □その他（　　）
製造所等の区分	□製造所　□屋内貯蔵所　□屋外タンク貯蔵所 □屋内タンク貯蔵所　□地下タンク貯蔵所　□簡易タンク貯蔵所 □移動タンク貯蔵所　□屋外貯蔵所　□給油取扱所 □第一種販売取扱所　□第二種販売取扱所　□移送取扱所 □一般取扱所
設置許可年月日番号	年　月　日　許可番号　第　号
所在地	
変更の内容	①　変更前
	②　変更後
変更（工事）の概要	
変更の理由	

※受付欄	※届出済印欄	※経過欄

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。